

ときがわ町国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正理由

(1) 国民健康保険を持続可能な制度とするため、埼玉県は「埼玉県国民健康保険運営方針」を定め、令和9年度までに、現在市町村ごとに異なっている保険税率を県が示す標準保険税率に統一するとした。

ときがわ町では、納税者の急激な負担増とならないよう配慮しつつ標準保険税率に近づけるため、令和7年度から段階的に税率改正を行っている。令和8年度についても、引き続き改正が必要である。

(2) 子育て施策の拡充のため、令和8年度より各医療保険者が「子ども・子育て支援納付金」を賦課・徴収することとなった。

ときがわ町国民健康保険においても、「子ども・子育て支援納付金賦課額」を新設し、算定方法等について所要の規定を整備する必要がある。

2 改正内容

	現行		改正後		差	
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
医療分	7.7%	38,100円	7.9%	41,900円	0.2%	3,800円
支援分	2.0%	13,300円	2.2%	14,500円	0.2%	1,200円
介護分	1.9%	14,600円	2.0%	15,400円	0.1%	800円
【新】 子ども分	-	-	0.25%	1,532円 (※+97円)		

※18歳以上被保険者に加算される額

3 施行期日等

令和8年4月1日施行

令和8年度以後の年度分の国民健康保険税に適用